## 日本維新の会 代表選挙管理委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、代表選挙規則(以下「規則」という。)第23条に基づき、代表選挙に関して必要な事項を定める。

## (有権者名簿の正確性の確保)

- 第2条 規則第4条第1項で規定する有権者名簿には、有権者の氏名、住所及び登録番号を記載する こととし、別記第1号様式に準じて調製する。
  - 2 規則第4条第3項の規定により有権者名簿を閲覧しようとする有権者は、都道府県総支部(当 該総支部所管分の名簿に限る。)の事務所において閲覧するものとする。なお、閲覧は、当該有権 者に係る記載部分に限るものとし、筆写、撮影、コピー等をすることができないものとする。
  - 3 規則第4条第3項の規定に基づき異議申立てがなされた場合は、代表選挙管理委員会は直ちに審査を開始し、申立てに理由があると認めるときは必要な措置をとらなければならない。
  - 4 規則第4条第4項で規定する都道府県総支部において有権者名簿の点検を行う責任者は、代表を含む役員の中から当該総支部の代表が指名し、代表選挙管理委員会が承認した者とする。

## (有権者名簿の修正等)

- 第3条 有権者名簿の確定以降で、登録有権者が死亡、離党、除名その他の事由によって有権者でなくなった場合は、代表選挙管理委員会は直ちに有権者名簿から抹消するものとする。
  - 2 前条第3項の異議申立てに理由があるとした場合、代表選挙管理委員会は、直ちに、補正登録、 抹消又は内容修正の措置をとるものとする。

#### (代表候補者)

- 第4条 規則第7条第1項に規定する候補者届出書等を届け出することができる告示日の時間及び場所は、事前に告示する。
  - 2 規則第7条第1項に規定する候補者届出書、特別党員推薦人届出書、推薦人になることの承諾 書及び宣誓書は、別記第2号様式から第4号様式に準じて作成するものとする。
  - 3 規則第7条第2項により公告する書面に記載する順は、候補者届出書の受理順とする。ただし、 受理が同時の場合は、代表選挙管理委員会がくじで定める。
  - 4 第1項の届出にあたっては、併せて、規則第8条に規定する政見を記載した書面を別記第5号 様式に準じて作成し、届け出なければならない。

#### (投票用紙)

第5条 投票用紙は、選挙の都度、代表選挙管理委員会が定める。

# (郵便投票等)

第6条 規則第 11 条第1項の郵便投票は、代表選挙管理委員会が各有権者宛に郵送する郵便はがき

- の投票用紙によって行うものとし、送付を受けた有権者は、当該郵便はがきの投票用紙に一人の 代表候補者氏名を自書してそれを投函する方法によって行う。
- 2 郵便投票の締切りは、規則第5条第2項で規定する代表選挙期日の前日までに代表選挙管理委員会が指定する郵便局(以下「指定郵便局」という。)に到着したもの(当該代表選挙期日の前日に到着した郵便投票については、当該郵便局において当該日に配達するために行う区分け作業(以下「区分け作業」という。)を経た郵便物に限る。)をもって締め切ることとする。

ただし、代表選挙期日の前日が郵便物の配達を行わない日(土曜日・日曜日・祝日)に当たる場合は、当該郵便局において、その日以前に行われた区分け作業を経た郵便投票をもって締め切るものとする。

- 3 第1項により一般党員から郵送される投票郵便はがきは、これを開票日まで指定郵便局に留め 置く方法により保管する。
- 4 代表選挙管理委員会は、島しょ等交通不便の地であることにより、又は天災その他避けること のできない事故により、郵便投票又は投票所における直接投票ができない状況にあると認める地 域には、投票の方法を別に定めることができるものとする。

## (開票立会人)

第7条 規則第14条第3項に規定する開票立会人の選任届は、別記第6号様式に準じて作成するものとし、代表候補者は、規則第12条に規定する特別党員の投票日前3日までに、代表選挙管理委員会委員長に届け出るものとする。

#### (開票)

- 第8条 代表選挙管理委員会委員は、開票立会人とともに、投票を点検しなければならない。
  - 2 前項の投票の点検を行う場合においては、その従事者として、特別党員及び事務局職員その他本党関係者の中から代表選挙管理委員会委員長が選任した者をもって充てる。
  - 3 開票作業の要領は、代表選挙管理委員会が定める。
  - 4 代表選挙管理委員会委員長は、開票所の秩序を保持するため、開票所への参観者等を制限することができる。
- 第9条 代表選挙管理委員会委員長は、開票が終了したときは、投票総数、有効投票数、無効投票数、 候補者ごとの得票数及び当選人を記載した選挙結果調を作成し、他の代表選挙管理委員会委員及 び開票立会人とともに、署名しなければならない。
  - 2 前項の選挙結果調は、別記第7号様式に準じて作成しなければならない。

## (代表候補者等の選挙運動)

- 第10条 代表候補者又は有権者が行う選挙運動は次のとおりとする。
  - 一 頒布文書代表候補者又は有権者がリーフレットやビラを独自に作成することは妨げない。
  - 二 掲示文書 代表候補者が演説会(演説を含む。)において使用するものを除き、何人も選挙運動用文書

を掲示してはならない。

三 演説会(演説)

代表候補者が独自に演説会等を開催することを妨げないが、二人以上の代表候補者による演説会等は開催できない。

また、有権者は演説会を開催できない。

四 インターネットの利用 何人も自由に行うことができる。

五 取材及びアンケート

代表候補者の個別対応とする。

2 前項の選挙運動においては、党の品位を汚すこと、他の候補者を誹謗中傷すること、候補者が 他の候補者を応援すること、又は公職選挙法に違反する内容であってはならない。

# (代表選挙管理委員会による党営選挙運動等)

- 第11条 代表選挙管理委員会が行う規則第18条第1項で規定する党営選挙運動は、以下の選挙運動 について行うこととし、その実施にあたっては、各代表候補者を平等、公正に扱い、党員間の感 情的対立をあおることのないよう、十分な配慮をしなければならない。
  - 一 候補者政見

各代表候補者から提出された政見等(内容は、写真、経歴、職、信条、政策等とする。)を まとめ、党公式サイトへ掲載することにより有権者に広報する。また、第6条第1項に規定す る投票用紙の郵送に際し、候補者政見を同封するよう努めるものとする

二 演説会又は討論会の開催

選挙運動期間中に少なくとも1回は、全候補者による演説会又は討論会を開催する。なお、 その演説会又は討論会の進行、演説順その他演説会開催に必要な事項については、代表選挙管 理委員会が別に定める開催要領による。

- 三 報道機関等が開催する共同記者会見、討論会その他の企画 全候補者を対象とする企画については、代表選挙管理委員会の調整のもとに行う。
- 四 その他

前3号に規定する有権者を対象とした選挙運動のみならず、この代表選挙を通じて、広く国民に党の政策等を訴える選挙運動も行えるものとする。

# 附則

本要綱は、代表選挙規則の施行と同時に施行する。

# 附則

この要綱は、党規約第7条第7項の改正規定(地域政党推薦の削除)の党大会決定と同時に施行する。

# 附 則【令和4年7月14日改正】

この要綱は、決定と同時に施行する。

附 則【令和4年7月30日様式改正】 この要綱は、決定と同時に施行する。

附 則【令和5年2月5日改正】 この要綱は、決定と同時に施行する。